

吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金

吉賀町は創業にチャレンジする方を 応援します！

町の産業育成、それに伴う地域の商工振興と活性化を図るため、創業を支援することを目的とした事業で、**町内で創業する方に対し、創業に要する経費の一部を補助します。**

☆対象者・対象経費は以下のとおりです☆

対象経費	補助率	交付限度額
改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃及び広告宣伝費	補助対象経費の1/2	上限50万円

対象者

町内で**創業の計画を有している、又は第二創業の計画を有している方**で、次の要件を満たす方。

1. 「吉賀町創業支援事業計画」に定められた特定創業支援事業による支援を受けていること。
2. 第二創業の計画を有している方は、申請日以前6ヶ月以内に事業承継を行った又は当該年度中に**事業承継を行う予定で、既存事業以外の新事業を開始する方**。
3. 町税を滞納していないこと。

※「吉賀町創業支援事業計画」に定められた特定創業支援事業は、創業支援事業者(吉賀町商工会、株式会社山陰合同銀行六日市支店、西中国信用金庫吉賀支店、公益財団法人しまね産業振興財団)が行う、1ヶ月以上にわたる継続的な支援事業です。詳しくは下記お問い合わせ先まで。

※農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、狩猟業、漁業、金融、保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、複合サービス事業、教育、学習支援業(職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業を除く)、医療、福祉(療術業を除く)、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業、風営法に規定する業種、宗教・政治・経済・文化団体など、**対象外となる業種があります。**

※吉賀町地域商業等支援事業費補助金、国や県等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、重複し補助を受ける方は対象外です。

事業開始・開店前(改修、備品購入する前)に申請していただく必要がありますので、申請をお考えの方はお早めに下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

【お問合せ先】吉賀町役場産業課

〒699-5301 吉賀町柿木村柿木500-1 電話0856-79-2213 FAX0856-79-2344

◎吉賀町商工会でもご相談いただけます◎